

「WTO2.0」の構築に向けて -WTO改革に関する提言-

2025年10月14日
一般社団法人 日本経済団体連合会

提言の構成

- ✓WTO改革の必要性
- ✓WTO2.0への道筋
- ✓WTO2.0に向けた改革の方向性
- ✓WTO2.0に向けた改革の具体策

WTO改革の必要性

ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序は大きく動揺

国内外の格差・不均衡
による対立と分断

グローバル化・
自由貿易への反発

貿易制限措置等の横行

現状を放置すると…

経済が深刻な影響を受けるだけでなく、
力による支配が国際社会の常態となる懸念あり
⇒ 国際経済秩序を維持・強化するための取組みが不可欠

その際、WTOが果たす役割は引き続き重要だが、
現状を踏まれば、WTOの改革が不可欠

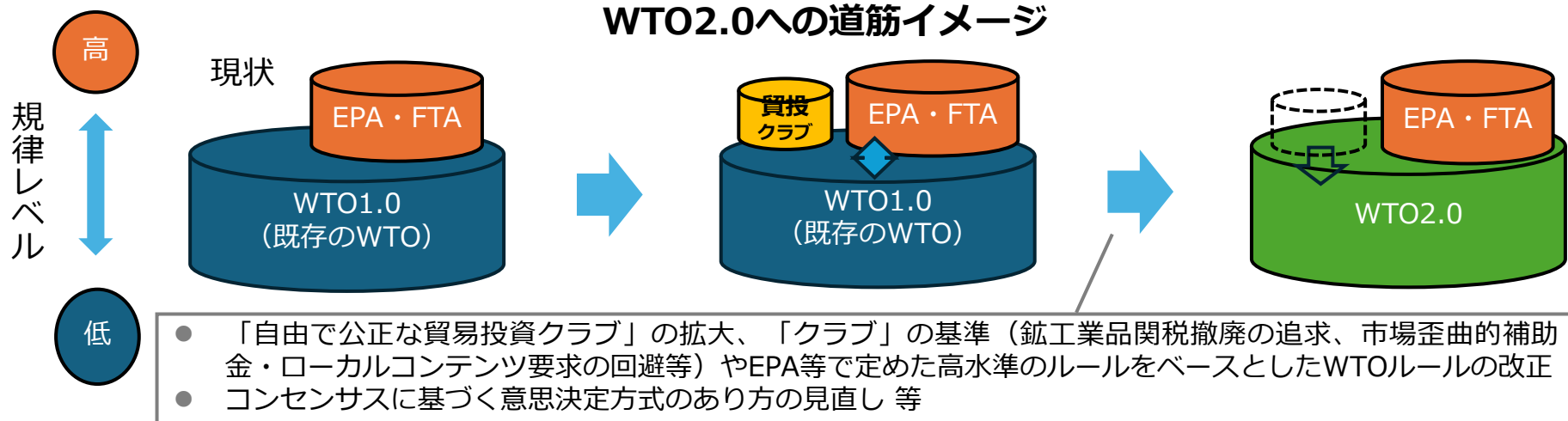
WTOにおいて改革に向けた動きが見られるところ、
この機を逸することなく 本格的なWTO改革（改革の到達点を「WTO2.0」とする）
に着手し、より公正・公平な秩序の構築につながる、目に見える成果を挙げるべき

WTO2.0への道筋①

-自由で公正な貿易投資クラブの形成-

- ✓ 経団連の「FUTURE DESIGN 2040」（2024年12月）では、国際的なルール整備の一環として、WTO2.0の構築を提言
- ✓ 今般、WTO2.0に向けた道筋の一つとして、「自由で公正な貿易投資クラブ」の形成を改めて提案。同クラブは、所定の期間内に一定のハイレベルな貿易投資の基準（鉱工業品関税撤廃の追求、市場歪曲的補助金・ローカルコンテンツ要求の回避、政府調達市場の開放等）にコミットする有志国により形成されるもの。参加国・地域については相互に無差別原則を適用
- ✓ クラブの参加国・地域を拡大するとともに、その基準や高水準のEPA・FTAのルールをWTO協定に取り込むことによってWTO2.0につなげていくべき。クラブはWTO2.0への改革・移行を促す触媒の役割を果たすことを想定

WTO2.0への道筋イメージ

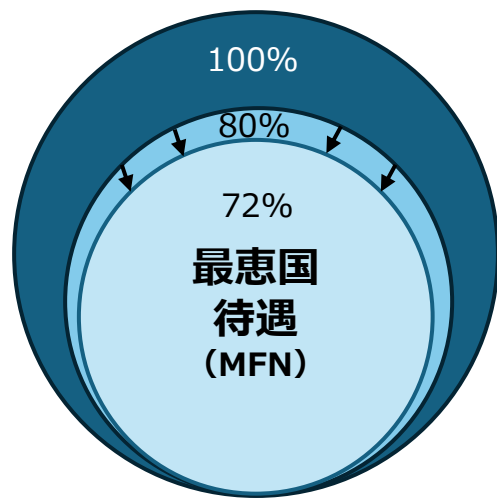


WTO2.0への道筋②

-自由で公正な貿易投資クラブと最恵国待遇（MFN）との関係-

- ✓ WTOは、内国民待遇と並んでMFNを無差別原則の一つとして掲げているところ、クラブはMFN原則に反するのではないかと指摘あり
- ✓ 近年、一定の条件の下でMFNの例外として認められているEPA・FTAが数多く締結されているところ。加えて、国別関税を導入している国さえ存在
- ✓ クラブは自由で公正な貿易投資を推進するという意味で、EPA・FTAと同値であり、国別関税のような貿易制限的な措置と同一視されるべきではない
- ✓ MFN原則が適用されない世界が広がっている現実を直視せずに、改革を進めることは困難。貿易制限的な例外がこれ以上広がらないようにすることこそ重要

世界貿易におけるMFNの現状



- ✓ MFN（Most Favored Nation）原則
：いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国・地域にも与えること
- ✓ MFN原則の下で行われている世界貿易の割合は、本年1月の80%から72%に減少

WTO2.0への道筋③

-不可欠なリーダーシップ、政治的コミットメント-

- ✓ WTO2.0の構築にあたっては、オコンジョ＝イウェアラ事務局長のリーダーシップはもとより、加盟国の継続的かつ強力な政治的コミットメントが不可欠。この点、現在は2年に一度開催されている閣僚会議を首脳会議に格上げし、毎年開催することが適当

近年のWTO閣僚会議（MC : Ministerial Conference）の開催実績（時期・場所）

第9回	2013年12月	インドネシア（バリ）
第10回	2015年12月	ケニア（ナイロビ）
第11回	2017年12月	アルゼンチン（ブエノスアイレス）
第12回	2022年 6月	スイス（ジュネーブ）
第13回	2024年 2月	UAE（アブダビ）
第14回（予定）	2026年 3月	カメルーン（ヤウンデ）

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策①

-全体像-

✓ 以下の具体策のうち、詳細設計が必要な事項については、MC14（2026年3月）において、検討の場を設置し、MC15までに結論を得るべき

(1) 結果を出せる体制への改革

(2) 現状に合った体制への改革

(3) 決めたことが遵守される体制への改革

方向性

(現状・課題)

- ✓ コンセンサスに基づく意思決定方式により、一部の国の反対でルール策定等が停滞
⇒意思決定のあり方の見直し

(現状・課題)

- ✓ 義務を十分に果たさない加盟国の存在
- ✓ 途上国であると自己申告することで、不当に利益を享受できる現状の放置
- ✓ 新たな課題（安全保障、サステナビリティ、デジタル、投資）への不十分な対応
⇒関連協定の見直しによる上記の是正 等

(現状・課題)

- ✓ 上級委員会が機能せず、紛争解決を阻止することも可能な状況
⇒紛争解決の実効性の確保 等



具体策

- ✓ コンセンサスを基本としつつ、少数の反対国によってルール形成等が妨げられないことを明記

- ✓ 公平な競争条件の確保（補助金規律の強化）
- ✓ 途上国に関する客観的な基準の設定
- ✓ GATT21条の安全保障例外の見直し
- ✓ CBAM等のWTO整合性に関する議論の本格化、EGA交渉の再開
- ✓ 電子商取引協定の発効+追加ルールの整備
- ✓ 投資円滑化協定の発効+追加ルールの整備 等

- ✓ 上級委員会の権限の明確化。あるいは、パネル裁定のみの一審制とする一方、その裁定を一般理事会がチェックする機能の整備

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策②

(1) 結果を出せる体制への改革

改革の方向性

- ✓ WTOでは、慣習としてコンセンサスに基づく意思決定が行われているため、一か国・地域でも反対すれば、物事が決まらないのが現状。結果として、現状に合った新たなルールの策定などを妨げ、WTOの機能不全をもたらしている大きな要因の一つに

(例) 有志国による交渉を先行させる共同声明イニシアチブ (JSI) 等の手だてが講じられ、ルールづくりにおいて一定の進展をみたものの、WTO協定化に至ったルールは限定的

⇒現在の意思決定のあり方を見直し、結果を出せる体制とすべき



改革の具体策

- ✓ コンセンサス方式による意思決定を基本とすることを定めたマラケシュ協定の第9条を改訂し、コンセンサスによる意思決定を基本としつつも、少数の反対国・地域によってルールの形成が妨げられることはない旨を明記すべき

(その結果、多くの加盟国・地域に支持されたルールはWTO協定化され、ルールに反する行為があった場合は、改革された紛争解決手続き (後述) に基づいて厳正に対処)

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策③

(2) 現状に合った体制への改革

① 公平な競争条件の確保

改革の方向性

- ✓ 多くの国・地域がWTOに加盟する一方、加盟国としての義務を十分には果たさず、自由貿易の恩恵を享受している国が存在
- ⇒他国のWTOに対するコミットメントを減退させている要因の一つとなっている現状を放置すべきでない

② 途上国地位の見直し

改革の方向性

- ✓ WTOでは自己申告により自国を途上国と看做すことが可能。その結果、特別かつ異なる待遇（S&DT）を享受すべきでない国が同待遇を享受できるのが現状
- ⇒こうした現状を是正すべき

改革の具体策

- ✓ 過剰生産を助長している市場歪曲的な産業補助金を防止するため、補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）の規律を強化すべき
- (例) 輸出補助金に加えて、過剰生産部門への補助金交付、無制限な政府保証、債務の直接免除等も禁止すべき

改革の具体策

- ✓ 自己申告に基づいて途上国の地位を付与するのではなく、G20諸国（※）や、世界銀行基準における「高所得国」はS&DTの対象外とするなど、途上国該当性に関する基準を設定すべき
- ※G20メンバーであるアフリカ連合（AU）の加盟国をS&DTの対象外とすべきと主張しているものではない

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策④

(2) 現状に合った体制への改革

③経済安全保障の要素の取込み

改革の方向性

- ✓ 技術革新等を背景に安全保障が貿易・投資など経済の分野と密接化。他方、WTOにおいては、安全保障は規律の例外とされているため、安全保障を名目とする貿易制限に対処することが困難であり、現にそのような貿易制限措置が拡大
- ⇒経済と安全保障が密接に関連している現実を踏まえた体制とすべき

④サステナビリティの確保

改革の方向性

- ✓ サステナビリティの確保と自由で公正な貿易投資との両立が困難な状況も存在
- (例) 炭素国境調整措置 (CBAM) は、制度設計・運用次第で、内外無差別等の観点からWTO協定との整合性に疑義が生じる懸念あり
- ✓ 環境物品協定 (EGA) は実質的に交渉中断
- ⇒サステナビリティの確保と自由で公正な貿易投資を維持するルールを策定すべき

改革の具体策

- ✓ GATT第21条の安全保障例外該当性を、加盟国・地域の自己判断に委ねるのではなく、パネルの判例を踏まえて客観的に判断することを前提に、経済的威圧行為や恣意的な輸出規制を含めた貿易制限措置の構成要件等を明確化すべき。パネルで威圧行為と認定された場合は、他の加盟国が対抗措置を講ずることができる仕組みを構築すべき

改革の具体策

- ✓ 例えばCBAMの気候変動対策のための制度のWTO整合性に関する議論を本格化すべき
- (例) WTOの「貿易と環境委員会」にて、日本等が共同提案している「体化排出量の計測手法に関する非拘束的ガイダンス」について、早期に成果を得るべき
- ✓ EGAの交渉を再開し、対象品目を拡大した上で早期に妥結すべき

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策⑤

(2) 現状に合った体制への改革

⑤デジタル化への対応

改革の方向性

- ✓ 社会課題の解決にデジタル製品の貢献が期待される一方、情報技術協定（ITA）の更新は2015年が最後
 - ✓ データ流通について、WTOは、JSI（※）の一つとして、「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキスト」を公表したが、WTO協定化には至っておらず、また、同テキストには越境データ流通の促進やデータローカリゼーションの禁止等に関する規定がない状況
- ⇒ 上記に対応したルールを整備すべき

※JSI：有志国による共同声明イニシアティブ

⑥対外直接投資への対応

改革の方向性

- ✓ 各国は投資協定やEPAの投資章によって、投資の保護や自由化を促進。他方、WTOは、JSIの一つとして「開発のための投資円滑化に関する協定」のテキスト交渉に妥結したが、WTO協定化には至っておらず、また、同協定には投資の自由化等の規定がない状況
- ⇒ 上記に対応したルールを整備すべき

改革の具体策

- ✓ ITA加盟国の拡大や物品リストの更新に取り組むべき
- ✓ 電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの恒久化に合意すべき。また、公表済みの「電子商取引に関する協定」を早期に実施すべき。その上で、同協定に自由な越境データの流通等を定めるべき。さらに、生成AIの発達に伴うリスク等に対応した、安全性等を確保するためのルールを関係機関と連携して整備すべき

改革の具体策

- ✓ 「開発のための投資円滑化協定」を早期に実施すべき。その上で、同協定に投資関連協定の根幹をなす自由化（外資制限の撤廃等）、特定措置履行要求の禁止や投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続きなどに係る規定を定めるべき

WTO2.0に向けた改革の方向性・具体策⑥

(3) 決めたことが遵守される体制への改革

改革の方向性

- ✓ ルールが遵守されるためには、執行状況を加盟国別に「見える化」が必要
⇒ 加盟国による通報義務を強化するなど、WTOのモニタリング機能を強化すべき
- ✓ WTOの紛争解決において、控訴審に相当する上級委員会は機能していないのが現状。一部の有志国は多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の下で二審制を維持する一方、一審のパネル裁定に不服な場合、上級委員会に空上訴し、紛争解決を阻止することも可能
⇒ 上級委員会の機能回復も含め、紛争解決の実効性を確保すべき

改革の具体策

①モニタリング機能の強化

- ✓ 補助金の実態を把握しやすくするため、SCM協定が定める加盟国によるWTOへの通報義務が守られるよう、インセンティブを設けるべき

（例）日米欧三極が合意したように、補助金交付国が期限内に書面により必要な情報を提供せず、他国がその事実を通報した場合、補助金は禁止されることなどを定めるべき

②紛争解決機能の回復

- ✓ 上級委員は紛争解決に必要な争点のみを検討することなどを規定することによって、上級委員の権限を明確化すべき。あるいは、パネル裁定のみの一審制とし、パネル裁定をレビューするために、一般理事会との定期的な協議の枠組を構築し、加盟国の関与による一定のチェック機能を働かせることも一案